

貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する
運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき
事項を定める省令案（仮称）について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）による改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）第42条第1項^{*}において、国土交通大臣は、法第33条第1項の基本方針に基づき国土交通省令で、貨物自動車関連事業者（倉庫業者、港湾運送事業者、航空運送事業者及び鉄道事業者をいう。以下同じ。）が運転者の荷待ち時間等の短縮を図るために講ずべき措置に関し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとされている。

このため、国土交通省令において、運転者の荷待ち時間等の短縮を図るために貨物自動車関連事業者が取り組むべき具体的内容を示す必要がある。

なお、当該内容については、令和6年6月から開催された「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」（以下「三省合同会議」という。）において、有識者委員による議論が行われてきたところであり、三省合同会議の取りまとめの内容に即して定めるものである。

2. 概要

（1）運転者の荷待ち時間等の短縮のための措置の実施の原則（第1条関係）

- （i）倉庫業者は、法第33条第1項の基本方針に定められた貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の目標（（ii）において単に「目標」という。）を達成するため、その取り扱う貨物の特性、従業者の安全の確保の必要性その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷待ち時間等の短縮を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。
- （ii）貨物自動車関連輸送事業者（倉庫業者以外の貨物自動車関連事業をいう。以下同じ。）は、目標を達成するため、その取り扱う貨物の特性、従業者の安全の確保の必要性その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷役等時間の短縮を図るための措置を計画的かつ効率的に実施するものとする。

（2）運転者の荷待ち時間の短縮（第2条関係）

- （i）倉庫業者は、以下に定めるところにより、法第41条第1項第1号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、以下に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
 - ① 第一種荷主から寄託を受けた貨物の受渡しを行う日及び時刻を運転者に伝達するに当たっては、当該第一種荷主が決定した貨物の受渡しを行うべき時間帯における自ら管理する施設の状況を考慮して、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう配慮すること。

^{*} 改正法のうち、公布の日から1年以内に施行する部分が施行した後の条番号。以下法の条番号について同じ。

- ② 到着時刻表示装置（当該倉庫業者が管理する施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。（ii）②において同じ。）の導入を行い、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着時刻を調整すること。
- (ii) 倉庫業者は、以下に定めるところにより、法第41条第1項第2号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、以下に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。
- ① 第二種荷主から寄託を受けた貨物の受渡しを行う日及び時刻を運転者に伝達するに当たっては、当該第二種荷主が指示した貨物の受渡しを行うべき時間帯における当該施設の状況を考慮して、停留場所の数その他の条件により定める荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう配慮すること。
- ② 到着時刻表示装置の導入を行い、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着時刻を調整すること。

(3) 運転者の荷役等時間の短縮（第3条関係）

貨物自動車関連事業者は、以下に定めるところにより、法第41条第1項第3号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、以下に定めるところによらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

- ① 荷役等に係る停留場所を拡張すること又は貨物の量に応じて適正に確保することにより、荷役等の円滑な実施ができる環境を整えること。
- ② 荷役等に先行する貨物の搬出又は荷役等に後続する貨物の搬入に関するマニュアルの作成又は周知その他の措置により、当該搬出又は搬入を迅速に実施すること。
- ③ フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置すること、発送先の荷主ごとに貨物を仕分けた状態で引き渡すこと、荷主から一貫パレチゼーション（輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。）の実現のためにパレットを使用したい旨の申し出があった場合には、パレットの使用に協力することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること。
- ④ 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査（以下④において単に「検査」という。）を効率的に実施するための機器を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。

(4) 実効性の確保（第4条関係）

貨物自動車関連事業者は、(2)及び(3)の措置の実効性を確保するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下単に「効率化」という。）を図るため、効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。
- ② 運転者の荷待ち時間等（貨物自動車関連輸送事業者にあっては、運転者の荷役等時間）及び効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。
- ③ 取引先その他の関係事業者に対し、(2)及び(3)の措置の実施その他の効率化のための措置に関し提案を行うことができる場合にあっては、当該

提案を行うこと。

- ④ 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）を実施することその他の措置により、多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。
- ⑤ 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両をいう。）を導入することその他の措置により、貨物自動車関連事業者の管理する施設における作業の自動化を図ること。
- ⑥ 効率化のための取組を効果的に行うため、国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

※ なお、三省合同会議の取りまとめにおいて記載があるものの、本省令案で規定することとしていない内容については、今後策定予定の解説書等において記載する予定。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年2月

施 行：改正法の施行の日（令和7年4月予定）